

第8回 農業委員会総会議事録

令和3年2月24日開会

中標津町農業委員会

令和3年2月24日、第8回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	二 瓶 裕 貴
2 番	横 田 千 秋
3 番	谷 川 好 則
4 番	長谷川 孝 二
5 番	田 中 洋 希
6 番	竹 村 聡
7 番	武 田 健 治
8 番	田 中 世 一
9 番	瀧 本 和 男
10 番	須 崎 智
11 番	和 泉 光 広
12 番	後藤田 宏 幸
13 番	高 橋 正 一
14 番	赤波江 信 二
15 番	小 林 亨
16 番	中 村 正 生
17 番	笠 原 康 博
18 番	本 田 信 幸

附議した案件

(イ) 議案第37号	農地法第18条第6項の規定による解約通知について
(ロ) 議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について
(ハ) 議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請について
(ニ) 議案第40号	農地法第5条の規定による許可申請について
(ホ) 議案第41号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(ヘ) 議案第42号	「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について
(ト) 議案第43号	農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事 務 局 長	坂 井 一 文
庶 務 係 長	葛 西 利 光
農 地 係 長	小 倉 欣 也
係	宮 崎 智 佳

(開 会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、１８名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第８回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程１「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第２４条第２項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
１５番、小林 亨 委員。
１６番、中村 正生 委員。
以上、２名を指名致します。
日程２「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 １月２６日の総会以降につきまして、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。
日程３、議案第３７号「農地法第１８条第６項の規定による解約通知について」を上程致します。（１）について、事務局から説明をお願いします。
（挙手あり）農地係長
- 農地係長 議案第３７号、農地法第１８条第６項の規定による解約通知（１）について、事務局よりご説明申し上げます。議案の２ページをお開きください。
（１）１、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
２、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積 49,220 ㎡。３、利用権の種類、賃貸借権。４、契約期間、令和２年１月１日から令和６年１２月３１日まで。５、合意解約成立の日、令和３年２月１０日。６、解約の理由、合意解約。この案件については、議案第３８号（２）に関連するもので、賃貸借していた農地について、合意解約し、後継者に使用貸借を設定するため、期間内解約するものです。
以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。
- 議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- （全委員）「質疑なし」の声
- 議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
- （全委員）「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程４、議案第３８号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程致します。（１）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり）高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第３８号「農地法第３条の規定による許可申請について」（１）について説明いたします。４ページをお開きください。

（１）１、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

２、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 9,917 ㎡、利用目的、普通畑。３、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。４、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。５、価格、4,000,000 円。６、資金調達方法。自己資金。７、当事者の経営状況。世帯員、２人、農従者、１人、経営地、計 23,915 ㎡、経営作目、蕎麦。８、見取図については、５ページのとおりとなっております。この案件につきましては、所有農地を近隣農家へ譲渡したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、（１）の質疑に入ります。

（全委員）「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。（２）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）田中洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第３８号（２）について説明いたします。６ページをお開きください。

（２）１、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業

２、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 49,220 ㎡、利用目的、牧草畑。３、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。４、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借権の設定。５、期間。令和３年３月１日から令和１０年１２月２１日まで。６、当事者の経営状況。世帯員、４人、農従者、４人、経営地、計 512,239 ㎡、家畜、牛 41 頭。７、見取図については、７ページのとおりと

なっております。この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に所有農地の使用貸借を設定するもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。9ページを開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、代表、〇〇 〇、〇〇 〇、〇〇 〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積14,030㎡、ほか1筆、合計39,982㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、10ページのとおりとなっております。本案件につきましては、搾乳牛舎及び農業用附帯施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、搾乳牛舎及び農業用附帯施設の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、39,982㎡で、令和3年2月22日に第1地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程6、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)(2)について説明致します。議案の12ページをお開きください。尚、(1)(2)につきましては、同一申請地における事業であること及び借主が同一であることから、一括して説明いたします。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積31,573㎡の内11,639㎡、他1筆、合計、15,326㎡。3、許可を受けようとする事由。砂、土採取のため。4、転用の期間。令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量、砂22,602㎡、土44,114㎡。7、最大切深。8.5m。8、見取図については、14ページのとおりとなっております。13ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。
2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積70,281㎡の内1,882㎡、他1筆、合計、3,185㎡。3、許可を受けようとする事由。砂、土採取のため。4、転用の期間。令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量、砂6,048㎡、土7,293㎡。7、最大切深。8.5m。8、見取図については、14ページのとおりとなっております。この2件につきましては、砂、土採取のため申請があったものです。新規案件で10年程度の期間をかけて砂・土採取を行なおうとするもので、今回の申請面積は(1)が15,326㎡、(2)が3,185㎡で合計18,511㎡となっております。
令和2年10月9日に農地パトロールの時に現地調査及び事業者と事前協議を実施しており、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は、隣接農家との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第40号(3)(4)について説明致します。議案の15ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積20,866㎡、内12,693.60㎡、ほか1筆、合計畑14,400㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利、土採取のため。4、転用の期間。令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利18,583㎡、土11,112㎡。7、最大切深。6.77m。8、見取図については、16ページのとおりとなっております。この案件につきましては、砂利・土採取のため申請があったものです。申請地については、平成25年からの継続地で今回の申請面積は14,400㎡となっております。令和2年12月18日第1地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。17ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積51,060㎡の内15,032㎡。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利19,272㎡。7、最大切深。5.0m。8、見取図については、18ページのとおりとなっております。申請地については、令和元年からの継続地で今回の申請面積は15,032㎡となっております。令和2年12月18日第1地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は傾斜及び山林部分が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(5)から(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第40号(5)から(8)について説明致します。議案の19ページをお開きください。なお、(5)(6)につきましては、同一申請地におけ

る事業であること及び借主が同一であることから、一括して説明いたします。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、釧路市〇〇〇〇丁目〇番〇〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積 38,778 m²の内 14,348 m²、ほか1筆、合計畑 19,587 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利、土採取のため。4、転用の期間。令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利 60,739 m³、土 48,861 m³。7、最大切深。12.51m。8、見取図については、21ページのとおりとなっております。20ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 21,901 m²の内 905 m²、ほか1筆、合計畑 4,259 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利、土採取のため。4、転用の期間。令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利 5,979 m³、土 6,120 m³。7、最大切深。12.51m。8、見取図については、21ページのとおりとなっております。この2件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地につきましては、令和元年からの継続地であり、当該農地分に係る今回の申請面積は(5)が 19,587 m²、(6)が 4,259 m²となっております。令和2年12月18日第2地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

22ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 9,919 m²の内 2,024 m²、ほか3筆、合計畑 16,567 m²。3、許可を受けようとする事由。黒墨、土採取のため。4、転用の期間。令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。黒墨 36,881 m³、土 21,059 m³。7、最大切深。14.07m。8、見取図については、23ページのとおりとなっております。この案件につきましては、黒墨採取のため申請があったものです。申請地については、平成30年からの継続地であり、今回の申請面積は 16,567 m²となっております。令和2年12月18日第2地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。24ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 11,765 m²の内 8,976 m²。3、許可を受けようとする事由。黒墨採取のため。4、転用の期間。令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。黒墨 21,561 m³。7、最大切深。13.5m。8、見取図については、25ページのとおりとなっております。この案件につきましては、黒ボク採取のため申請があったものです。申請地については、平成30年からの継続地であり、今回の申請面積は 8,976 m²となっております。令和2年12月18日第2地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)から(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、
ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程7、議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第41号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について、説明いたします。
議案の27ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 76,071 m²ほか14筆、合計、畑 425,069 m²、宅地 1,056.93 m²。利用目的、牧草畑、農業用施設用地。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により農地等売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により農地等買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格 27,311,000 円。6、資金調達方法、北海道信連資金。7、譲受人の経営状況、

公益財団法人北海道農業公社につき省略。８、適用、農業経営基盤強化促進事業。
９、見取図は 29 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、（１）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。議案第 41 号（１）について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 8、議案 42 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程いたします。
内容を事務局から説明願います。
（挙手あり） 事務局長。

事務局長 上程になりました議案第 42 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について提案理由のご説明を申しあげます。31 ページをお開きください。
この件につきましては、令和元年 10 月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年 11 月 28 日に全国農業会議所が開催いたしました「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたところでありまして、この申し合わせ決議の趣旨に則り、令和元年 12 月 18 日付で北海道農業会議より、すべての農業委員会において総会での決議の実施について依頼があったことから、令和 2 年 1 月 24 日開催の第 31 回総会におきまして、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を採択したところでありましたが、北海道農業会議からの依頼において、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度 1 回以上の同様の取り組みが求められていることから、令和 2 年度におきましても、本総会におきまして「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」を採択するものです。内容につきまして、朗読により説明に代えさせていただきます。
（農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文 朗読）
以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 9、議案第 4 3 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第 4 3 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。33、34 ページをお開きください。
令和元年度分といたしまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇(株)、令和 2 年分といたしまして、(有)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇、以上 4 件の提出がありました。
令和 2 年 9 月 28 日以降に受理した報告書でございまして、記載のとおり、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。
以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第 8 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 14 時 29 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月3日

会 長 _____

1 5 番 _____

1 6 番 _____